

Japanese Welfare Society in Australia



Hope Connection Newsletter No. 26

ホープコネクションニュースレター第 26号 発行日2003年7月1日 発行者 Hope Connection Inc.
住所 / 郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話 (電話相談兼用) 0408-574-824
* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのごあいさつ

「祇園精舎の鐘の声」、「あかねさす紫野行き」、「男もすなる日記といふものを」、「国破れて山河あり」、「春はあけぼの」……2002年日本の出版業界は「日本語ブーム」のようでした。

日本から来る若者(だけではないけれど)たちの日本語が? になってから久しく感じます。敬語や尊敬語の乱れなどに限りません。電車の中で耳に入ってくる言葉は宇宙人が話しているのかと疑いたくなるほどの有様です。

はじめにあげたいいくつかのスタート文は、「声に出して読みたい日本語」斉藤孝著(草思社)から拾ったものです。著者は「いま、暗唱文化は絶滅の危機に瀕している。」「声に出して読みあげてみると、そのリズムやテンポのよさが身体に染み込んでくる。そして身体に活力を与える。」「ここにとりあげたものは日本語の宝石です。暗唱、朗読することによって、こうした日本語の宝石を身

体の奥深くに埋め込み、生涯にわたって折に触れてその輝きを味わう。」このように述べています。

言葉は歴史であり、文化ですから、大事に取り扱ってほしいものです。時々「英語を勉強にきている」若者たちをつい叱ってしまいます。「日本語を勉強していらっしゃい。」と。あまりに忙しすぎて親と子の対話が無いといわれています。若者たちが言語障害をおこしており、携帯電話でしか友達とコミュニケーションがとれなくなっているのですね。核家族になる前は、おじいさん・おばあさんが、あいさつや昔話や言葉遊びの先生でした。学校に行くようになってからでは遅すぎます。140万部売れているのが数だけでなく、親と子がいっしょになってこの本を読んでもらってほしいのですが……。

フランチャイジング: 経営管理規定入門(その1)

弁護士 Tim McDonald

はじめに

フランチャイズに参加し、販売権の購入を決める前に、フランチャイジングの仕組みを知り、自分が目標とするものをはっきりさせておくことは、ビジネスが今後うまくいくかどうかの重要な要素となります。誰と取引をするのか? そのフランチャイズの将来性は? そのフランチャイズはうまくシステム化されているのか? フランチャイズされている区域は? 必要な費用はどのくらいか? そのフランチャイズ権の販売、譲渡が出来る仕組みはあるのか?

オーストラリアではフランチャイズ経営管理規定(The Franchising Code of Conduct = FCC)というフランチャイズに関する法律がありますので、購入予定者は権利を買う前に、金融、法律アドバイザーなどを介し、これらの疑問については、明確にしておかなければなりません。当規定の最大の目的は、フランチャイズビジネス権購入決断を下す前に、買い手に対し、十分かつ的確な情報が伝えられているのかを明確にすることにありま

す。この規定は他にも、フランチャイズに関わる買い手、売り手双方がお互いに守らなければならない義務を規制する目的も含まれています。強制力を伴わない産業界の規定と異なり、もしこの規定を守らない関係者がいれば、FCCはその関係者に対して、規定を守るよう法的拘束力を行使することができます。これはフランチャイズを考えている人々には朗報であり、フランチャイズに関わる当事者間で行われる正当な取引を促す役割も果たしています。

概要

フランチャイズ経営管理規定とは何か?

オーストラリアでは、全てのフランチャイズ経営をしている個人(会社)は該当産業の「フランチャイジング経営管理規定」(FCC)を遵守しなくてはなりません。FCCは、1998年に法律化され、それ以来この規定に従うことが義務付けられています。

規定の目的

この規定の目的は「望ましいフランチャイズの実務」を奨励するために、以下のような事柄に対しての産業基準とガイドラインを設けています；

- 販売権を認可された個人(会社)に対しての情報提供
- 販売権購入者に対するフランチャイズ関係者及びスタッフの任務
- 販売権を認可された個人(会社)との紛争解決方法

FCCをなぜ守らなければならないのか

FCCは強制力を伴った規定です。これは1974年の取引業務条例(Trade Practice Act, C項)に基づく規定です。したがって、FCCと取引業務条例で要求されている双方の規約は類似しています。そのため、FCCが厳密には販売権の認可を与える側にだけ適用される規定ですが、もしフランチャイズに関わる双方のどちらかが規約違反すると彼らは2つの法律のどちらかに違反していると見なされます。さらに、販売権を認可された側は、売り手側が規定に違反した際に生じる金銭的損害賠償を請求できる場合もあります。

FCC規定の特徴

FCCは、特定の経営形態に当てはめて作られたものであり独自の特徴があります。つまり、

当国のフランチャイズシステムの安定化と、統合化を維持する上で必要十分な基準として、関係者に遵守を義務付けています。

現行の法律に従い、売り手、買い手双方間の契約がきちんと維持されるように規定されています。

購入予定者に購入決定の有無を判断できるよう、正確な情報の提供を規定しています。

FCCの適用基準

FCCは、権利提供者、権利購入者間のすべてのフランチャイズ契約に適用されます。これには、現在結ばれているフランチャイズ契約の更新、譲渡フランチャイズ契約も含まれます。

次号にてFCCの内容を具体的にご紹介します。

(注) 当記事は一般的な情報を紹介したものであり、法律のアドバイスを目的としてはいけませんので、具体的な法律相談は専門家にお尋ねください。

(翻訳、文責: ホープコネクションニュースレター編集部)

実生活に役立つ認知行動療法 (その1)

サイコセラピー(心理療法)という、多くの方が「長椅子に横になって幼少時の頃の体験をカウンセラーに話す」というサイコアナリシス(心理分析)を思い浮かべられるのではないかと思います。実際には他にも様々な方法が行われています。その中でも短期間で効果があがるということで近年めざましく取り入れられるようになってきたもののひとつが「認知行動療法」(Cognitive Behavioural Therapy, 略して CBT と呼ばれる)です。この項では二回に分けて CBT の理論と応用をどなたにでもわかりやすく、また実生活に役立つように紹介していきます。

認知行動療法では、人間というものは常に自分が置かれている状況を主観的に判断し続けている、つまり各個人は現実に行っている出来事をそれぞれ個別に感知・識別し、さらにその出来事についての思考をめぐらせており、この認識の過程に何らかの偏りがある場合それによってネガティブな感情が生み出されると考えられています。例えば

出来事: シェア・メイトから、シャワーの時間が長いから気をつけてと言われた。

偏った認識: 文句を言われてしまった。

ネガティブな感情: むかつく

自分の感情を把握することにより認識(各個人の情報処理)の歪みを見極めて、引き続き感情をポジティブに変化させる、というのが認知行動療法のおおまかな理論です。以下に同じ例を使っ

て、具体的にどう自分の感情を整理していくか説明してみましよう。

まず誰から何を言われたか、具体的な言葉及び状況を書き出します。

例: 学校から帰ったらシェア・メイトからシャワーの時間が長いと文句を言われた。

次にその時の自分の感情とその強さ(%)を書き出してみます。

例: むかつく 100%
ショック 80%
落ち込み 60%
相手に悪いと思う 20%

さらにその時の自分の考え、そしてその確信度(%)を書き出します。

例: 「自分だって長いせになんでわたしばかり文句を言われるの」 100%
「この前は自分はお湯をためてお風呂に入っていたくせに」 100%
「けちな人」 75%
「なんでこんなひととシェアしてしまったのだろう」 50%

今度は別の考えを書き出してみます。

- 例： 「今朝私が出かけたあとでお湯が足りなくなって困ったのかも」
「彼女がお風呂に入ったときは、疲れがたまってしまったのでどうしてもはいりたいと、私にことわってから入浴していた」
「勉強が忙しくて、イライラしているのかな」
「いままでたいして大きなトラブルがなくシェアしてきた、こんなこともたいした事じゃない、これから気をつけねばすむこと」

最後に4で書いた「別の考え」を考慮に入れた上で生まれた感情の変化や新しい感情とその強さ(%)を書き出してみましょう。

- 例： むかつく 60%
ショック 50%
落ち込み 40%
相手に悪いと思う 80%
はっきり言ってもらってありがたいと思う 90%

どうですか、この簡単なエクササイズをするだけでネガティブな

感情がポジティブに変化していく過程がお解りいただけるでしょう。

この方法ですと現実起きてくる出来事をフレキシブルにとらえることができるようになりますから、それに伴う感情も順応性のあるポジティブなものに変化していく、というわけです。みなさんも問題が起きた時(落ち込んだとき、腹が立つとき等)にはこのエクササイズを試してみたいかでしょうか。ホープ・コネクションのWEBサイトからエクササイズの表がダウンロードできますのでご利用ください。 <http://members.optushome.com.au/hopec>

次回には各個人の持っている「偏った認識」について焦点をあてて、認知行動療法とその応用についてさらに掘り下げてご説明する予定です。

スインバン大学センター・フォー・サイコロジカル・サービスでは、現在、臨床心理学修士課程に在学中の日本人カウンセラーが研修中で、日本語でのカウンセリングを受けることが可能です。

お問い合わせ/御予約は 9214-8653 まで。

日系コミュニティ団体紹介

タスマニア・ジャパン・クラブ、タスマニア豪日協会

タスマニア・ジャパン・クラブはタスマニア全州をカバーし、2003年4月26日現在で65家族が会員となっています。

主な活動は、

- 1) 年3回のバーベキューの集まりによって親睦を図ること。
- 2) 日本食の共同購入を同時に行うこと。(日本食品店がないため、会員の注文を集めて、メルボルンの食料品店から一括購入をし、BBQの会場で配布する。)
- 3) その他の親睦活動。定期的なものではなく、要望に応じて、多文化の催しに参加したり、豪日協会と共同の活動(映画祭など)を行っています。
- 4) その他に、BBQ会(実際には、サンマ塩焼き大会とか、ソーメン大会、芋煮会、焼肉大会などと、銘打ってBBQは名前のみという感もありますが・・・)の折りや、会報で呼びかけた、プレイグループ(就学前の子供達に日本のものに触れさせたいという若いお母さん達の集まり)があります。また、今月からの試みで、料理教室(料理法だけでなく、肉やシーフードなど食材の勉強も含む)を月1回、会員宅で始める予定です。全州をカバーしていますが、活動はホバート中心になるため、ロンセストンはじめ北部の地域の会員は、1)に参加するため、ホバートまで旅するか、2)の活動に限られてしまうという問題があります。

タスマニア豪日協会はホバートを中心とするタスマニア州南部のみが対象となり、北部には別にロンセストンを中心にした豪日協会がありますが、お互いの間には特に通信・交流はありません。タスマニアは人口が南部と北部にほぼ二分されており、各種団体とも、どうしても2つ或いは3つに分かれるケースが多いのです。それで、ここにご紹介するのも、南部のホバート中心の豪日協会についてのみ、となります。

タスマニア豪日協会は、日本人よりもタスマニアの人々が中心となって、様々な活動をしています。60名ほどの会員は殆どがオーストラリア人です。もっと日本人に参加して欲しいというのが本音です。およそ隔月に1回ほどの催し(日本の文化活動に関するものが多い。)を行い、学生の交流や文化交流のホームステイをアレンジしたり、スポーツグループの交流の援助をしたり、といった活動をしています。毎年8月頃(お盆にちなんで始まった模様)に開かれる晩餐会は、名誉総裁の州総督や名誉総領事の参加も得て、約80名100名が集まる大きな行事になっています。2年ほど前に結成された若者のグループ、NIJIKAIは、タスマニア大学に支部として置かれて再スタートし、日本からの留学生との交流を主な目的とした若い人達の活動を進めています。

ホープコネクションからのお願い

* 留学生調査にご協力ください

ただいまホープコネクションでは、日本人留学生を対象にアンケート調査を実施しております。留学生の皆さんが抱えていらっしゃる悩みや問題などをより具体的に知り、その解決やサポートのため、ホープコネクションができるサービスの充実、また他機関への働きかけなどを目指して始めたものです。高校生、大学生、専門学校生で、協力できる方は是非ホープコネクションにご連絡ください。アンケート用紙をお送りします。お問い合わせ、0408-574-824(ホープコネクション電話相談:月 金10:00-15:00)、メール:hopec@optushome.com.au

* 翻訳ボランティアを募集しています

英文和訳をしてくださるボランティアの方はいらっしゃいませんか。ニュースレター記事用として、こちらの専門家の方に原稿を寄せていただくことが度々あります。その翻訳のお手伝いをしてくださる方を募集しています。翻訳の勉強をかねてチャレンジしてみませんか。お問い合わせ、0408-574-824(ホープコネクション電話相談:月 金10:00-15:00)、メール:hopec@optushome.com.au

カルチャースクール 「オーストラリアの移民法・ビザについて」

毎回好評頂いているホープコネクション・カルチャースクール。今回は、オーストラリアの移民法について、Immigration Agent(移民申請代理人・登録番号 0107306)として活躍されている Migration Management の吉澤通明さんにお話をうかがいます。ビザの問題は、常に日本人コミュニティの大きな関心事です。しかし、オーストラリアのビザのシステムはたいへん複雑な上に、常に改訂が加えられているため、なかなかそれぞれの方にとって適切なアップデートな情報はなかなか得にくいものです。この機会に、最新の情報を仕入れ、役立てていただきたいと思います。会場にてご質問も受け付けますが、すでに具体的なご質問事項をお持ちの方は、8月9日(金)までに、前もって日本語電話相談までお知らせ下さい。さらに詳細にお答えできるものと思います。

日時: 8月16日(土)午前10時30分~午後0時30分

場所: Migrant Resource Centre

40 Grattan Street Prahran 3181 (Melway2L H10, Prahran Market のすぐ南です。)

費用: お一人5ドル(コーヒー・紅茶、資料付)

お申し込み・お問い合わせ: 0408-574-824 日本語電話相談まで。

または、E-mail: hopec@optushome.com.au まで。

資料作成・会場準備のため、事前に電話で申込んでいただくようお願いいたします。当日の受け付けも致しますが、資料をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。当日の申込及びキャンセルは8月16日午前9時30分以降に 0408-574-824 までご連絡ください。チャイルド・ケアご希望の方は、お申し込みの際にお知らせください。

ホープコネクション電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中でどうしてよいかわからず困っている方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグ란トリソースセンター(移民のための窓口となる公共団体)をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。

電話番号: 0408-574-824 受付時間: 月~金曜日 午前10時~午後3時まで
(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります)

- Special Thanks to - 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Southern Sky、Education Logistics、JCVニュースレター、豪日協会ニュースレター、佐川義人氏、Timothy McDonald 氏、Michal Morris 氏、洋子マーフィー氏、NEC、メルボルン日本人会、大隈良謙氏、Sandra Roeg 氏、SBS 日本語放送、天野行哲氏、加茂前千代氏、Christine J. Rodan 氏、吉澤通明氏、山本和儀氏、Dr Mark Preston、Stacey Steele 氏(順不同)